

事務連絡
令和3年12月14日

各	都道府県 指定都市	難病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
厚生労働省健康局難病対策課

難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）

難病及び小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に関する避難支援等体制の整備については、平成31年4月22日付け事務連絡（別添1）においてお知らせしておりますが、本年5月に、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が公布・施行され、同法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14に基づき、市町村長に避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が努力義務化されました。

また、「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（令和3年7月厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会）においても、災害対応等における自治体間等の情報共有の重要性が指摘されています（別添2）。

これらの点に関して、下記のとおりお示いたしますので、引き続き、貴団体内の保健所等の関係部署や管内市町村との情報共有等の仕組みの構築など体制整備の参考にさせていただきますようお願いします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること、また、内閣府から、各都道府県避難行動要支援者名簿・個別避難計画担当部局に対して、市町村へ本事務連絡の情報提供をお願いすることを申し添えます。

記

- 1 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について個別避難計画を作成するよう努めることとされており（法第 49 条の 14 第 1 項）、市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携をするとともに、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体等と連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組むこと。都道府県の難病対策担当課と小児慢性特定疾病対策担当課におかれてはこの旨を管内の市町村の難病患者等の担当部局に周知するとともに、連携して、個別避難計画の作成について必要な支援を行うこと。
- 2 個別避難計画の作成に必要な限度で、避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を市町村の内部で利用することができることとされている（法第 49 条 14 第 4 項）。そのため、指定都市の難病対策担当課並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の小児慢性特定疾病対策担当課においては、避難行動要支援者名簿の作成時と同様、市内部での難病患者等に関する情報を共有する仕組みを構築すること。
- 3 また、個別避難計画を作成するにあたって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる（法第 49 条の 14 第 5 項）。そのため、次のとおり避難行動要支援者名簿の作成時と同様、難病患者等に関する情報を共有する仕組みを構築すること。
 - ・都道府県の難病対策担当課は指定都市を除く市町村との間で共有
 - ・都道府県の小児慢性特定疾病対策担当課は指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村との間で共有
- 4 なお、難病患者等に係る情報は、都道府県並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の個人情報保護条例に基づき、本人同意がある場合を除き、目的外利用や第三者への提供が禁止されているが、法の規定に基づき、市町村内部における情報の利用や都道府県が市町村からの求めに応じて行う情報の提供は、当該都道府県並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の個人情報保護条例における「法令に定めのある場合」等に該当するものとして許容される。
- 5 以上 1 から 4 までのほか、避難行動要支援者の避難行動支援については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定） 内

閣府（防災担当）を参考にすること。

以上

【参考資料】

- ・ 災害対策基本法の一部抜粋
- ・ 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要
- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定））

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105shishin.pdf>

【担当連絡先】

厚生労働省健康局難病対策課 倉澤

T e l : 03-5253-1111（内線 2355）

夜 間 直 通 : 03-3595-2249

E - m a i l : nanbyou02@mhlw.go.jp

(別添1)

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 22 日

各 都道府県 難病対策担当課
指定都市 小児慢性特定疾病対策担当課 御中
中核市

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
厚生労働省健康局難病対策課

難病患者等に係る避難支援等体制の整備について

厚生労働省では、その所掌事務について、防災に関し講ずるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合かつ計画的な遂行に資することを目的として、「厚生労働省防災業務計画」（平成13年2月14日付け厚生労働省発総第11号）を定めています。

さる平成29年2月28日付けで本計画の修正が行われ、その内容については「厚生労働省防災業務計画の修正について」（厚生労働省発科0228第7号）でお知らせしたところですが、本計画による地域防災計画の作成に関連して、難病患者、小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に係る避難支援等体制について、以下のとおりお示しいたしますので、貴団体における体制整備の参考にしていただくとともに、関係機関への周知方お願いいたします。この際、「難病患者等に係る防災体制の整備について」（平成29年3月30日付事務連絡）は廃止します。

また、厚生労働省では、地方公共団体における難病患者等の避難支援等体制の適切な整備に資するよう、大規模な災害が発生した場合には、地方公共団体における実際の対応について事後的に調査を行い、その結果を他の地方公共団体へ情報提供を行うことを予定しています。大規模な災害に対応された地方公共団体におかれては、所定の事項について報告をお願いするので、御協力をお願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成することが義務付けられている。

市町村において、例えば、在宅人工呼吸器使用患者等、避難行動要支援者として避難支援等が必要と見込まれる者を適切に把握し、避難行動要支援者名簿に掲載する必要があるが、その際、難病患者等に係る情報については、難病の特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定等の事務を都道府県並びに政令指定都市及び中核市が行っている関係上、政令指定都市及び中核市を除く市町村では当該情報を把握できていない可能性がある。

このため、都道府県におかれては、政令指定都市及び中核市を除く市町村において、難病患者等を適切に把握することができるよう、政令指定都市及び中核市を除く市町村との間で難病患者等の情報を共有する仕組みを構築するなど、避難行動要支援者名簿への掲載対象から外れることのないようにすること。

また、市町村におかれては、地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿への掲載要件から難病患者等が形式的に外れた場合であっても、自らの命を主体的に守るため、難病患者等自らが、避難行動要支援者名簿への掲載を市町村へ求めることができる仕組みを構築すること。

なお、難病患者等に係る情報は、都道府県の個人情報保護条例に基づき、本人同意がある場合を除き、目的外利用や第三者への提供が禁止されているが、災害対策基本法の規定に基づき、都道府県が市町村からの求めに応じて行う情報提供は、当該都道府県の個人情報保護条例における「法令に定めのある場合」等に該当するものとして許容される。

- 2 都道府県におかれては、難病患者等の居住地、病状その他避難支援等に必要な事項等は変化しうることから、政令指定都市及び中核市を除く市町村と協議し、これらの情報を可能な限り速やかに更新する仕組みをあらかじめ構築しておくなど、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つことができるように配慮すること。
- 3 1及び2のほか、避難行動要支援者の避難行動支援については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府（防災担当））を参考にすること。その際、福祉、保健、医療、障害、介護等部局と防災、危機管理等部局とが緊密に連携するとともに、市町村が主体となり、地域住民はもとより、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者等と連携を図りつつ、また、都道府県の協力も得ながら、必要な対応をとること。

（参考）

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において被災したA市では、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、連合自治会に対して、平時から避難行動要支援者名簿を提供するとともに、年に2回のペースで更新し、災害に備えている。

地震発生時には、市として避難行動要支援者名簿を活用した安否確認を行いながら、民生委員・児童委員等にも安否確認の協力を要請し、その報告を受けるなど、市が地域と連携の上、避難行動要支援者名簿の活用を実施した。

(別添2)

「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」(令和3年7月厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会)(抄)

第4 地域共生の推進(療養生活支援の強化)

1 療養生活の環境整備について

(2) 地域協議会等について

(対応の方向性)

(略)

- また、災害時の支援や感染症対策においては、市町村が対応する場面があるが、指定都市等以外は医療費助成の実施主体ではなく、必ずしも難病や小児慢性特定疾病の患者に関する情報を有していない。難病や小児慢性特定疾病の患者の命や健康を守り、緊急時に速やかに支援にあたることができるよう、引き続き、避難行動要支援者名簿への掲載やこれを活用した個別避難計画の策定等の推進について自治体に働きかけるとともに、個人情報の取扱いに留意しつつ自治体内の部署間や異なる自治体間の情報共有が図られるような運用上の工夫を検討するなど、地域において安心して暮らせる社会づくりを図っていくことが望ましい。(以下、略)

災害対策基本法

(なお、改正法は令和3年5月10日公布、同年5月20日施行。下線部は改正部分。)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の

目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該

避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

- 第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他

の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要（内閣府(防災担当)）

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日